

令和2年草加市議会 第1回臨時会提出議案概要

- ・ 提出議案一覧
- ・ 概要

議案		報告	
専決処分承認	6 件		
専決処分承認 (補正予算)	4 件		
補正予算	1 件		0 件
	1 1 件		0 件

令和2年草加市議会第1回臨時会 提出議案一覧

議 案

- 第27号議案** 専決処分の承認を求めることについて[公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び草加市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例].....P. 1

公益財団法人草加市体育協会の公益財団法人草加市スポーツ協会への名称変更に伴い、関係条例の条文中の団体名称を改めるものです。

- 第28号議案** 専決処分の承認を求めることについて[草加市税条例の一部を改正する条例].....P. 1

地方税法の一部改正に伴い、輸出等に係るたばこ税の課税免除手続の簡素化、水力発電設備に係る固定資産税の特例措置の見直し及び延長等を行うものです。

- 第29号議案** 専決処分の承認を求めることについて[草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例].....P. 2

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うものです。

- 第30号議案** 専決処分の承認を求めることについて[令和2年度草加市一般会計補正予算(第1号)].....P. 4

- 第31号議案** 専決処分の承認を求めることについて[令和2年度草加市介護保険特別会計補正予算(第1号)].....P. 4

- 第32号議案** 専決処分の承認を求めることについて[草加市介護保険条例の一部を改正する条例].....P. 5

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者のうち低所得者についての保険料の軽減を強化するものです。

- 第33号議案** 専決処分の承認を求めることについて[令和2年度草加市一般会計補正予算(第2号)].....P. 6

- 第34号議案** 専決処分の承認を求めることについて[令和2年度草加市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)].....P. 7

第 3 5 号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例]……………P. 7

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について定めるものです。

第 3 6 号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例]……………P. 8

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市の行う事務に同条例に基づく新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給の申請書の受付事務を追加するものです。

第 3 7 号議案 令和 2 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）……………P. 8

議 案

第 2 7 号議案 専決処分の承認を求めることについて[公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び草加市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例]【職員課 専決処分日：令和 2 年 3 月 2 7 日】

1 目的及び内容

公益財団法人草加市体育協会の名称変更に伴い、次のとおり関係条例の条文中の団体名称を改めるものです。

現 行

改正後

公益財団法人草加市体育協会 → 公益財団法人草加市スポーツ協会

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

第 2 8 号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市税条例の一部を改正する条例]【市民税課・資産税課 専決処分日：令和 2 年 3 月 3 1 日】

1 目的

地方税法の一部改正に伴い、輸出等に係るたばこ税の課税免除手続の簡素化並びに水力発電設備に係る固定資産税の特例措置の見直し及び延長を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 輸出等に係るたばこ税の課税免除手続の簡素化

たばこ卸売販売業者等がたばこを輸出等する際のたばこ税の課税免除手続において、課税免除事由の証明書類の提出を不要とする簡素化を行います。

(2) 水力発電設備に係る固定資産税の特例措置の見直し及び延長

再生可能エネルギー発電設備のうち、出力が 5, 0 0 0 kw以上の水力発電設備に係る固定資産税の特例措置の特例割合を次のとおり見直し、期間を 2 年延長します。

項目	改正前	改正後
特例割合	3 分の 2	4 分の 3
特例措置期間	令和 2 年 3 月 3 1 日まで	令和 4 年 3 月 3 1 日まで

(3) その他

項ずれ及び語句の変更に伴う条文の整備を行います。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 経過措置

平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税は従前の例によるものとする等固定資産税に係る経過措置を規定します。

<影響等>

市内においては、たばこを輸出等するたばこ卸売販売業者等及び出力が5,000kw以上の水力発電設備の実績がないため、影響はありません。

第29号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕【保険年金課 専決処分日：令和2年3月31日】

1 目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを行うものです。

2 内容

国民健康保険税の軽減措置（被保険者均等割額）のうち、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の「軽減判定所得」の算定方法を次のように変更します。

(1) 5割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33万円 + 28万円 × 被保険者数

↓

改正後 基礎控除額 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数

(2) 2割軽減の場合

現 行 基礎控除額 33万円 + 51万円 × 被保険者数

↓

改正後 基礎控除額 33万円 + 52万円 × 被保険者数

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 経過措置

改正後の草加市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとします。

<影響等>

【影響世帯数等】 5割軽減対象の世帯（見込み） 79世帯（133人）の増

2割軽減対象の世帯（見込み） 22世帯（49人）の増

【影響額】 約306万円の軽減額の増（見込み）（市負担分約77万円（見込み））

【財政措置】 保険基盤安定負担金の保険税軽減分で、軽減金額のうち3/4を県が負担、1/4を市が負担

【軽減判定所得額（世帯の合計総所得額）】

現 行

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下	61万円以下	84万円以下
2人		89万円以下	135万円以下
3人		117万円以下	186万円以下



改正後

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下 (変更なし)	61.5万円以下	85万円以下
2人		90万円以下	137万円以下
3人		118.5万円以下	189万円以下

第 3 0 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔令和 2 年度草加市一般会計補正予算（第 1 号）〕【専決処分日：令和 2 年 4 月 1 0 日】

補正前の歳入・歳出予算額 86,742,000千円

歳入・歳出補正予算額 86,945千円

補正後の歳入・歳出予算額 86,828,945千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
14 国庫支出金	43,473	①低所得者介護保険料軽減負担金	43,473
15 県支出金	21,736	②低所得者介護保険料軽減負担金	21,736
18 繰入金	21,736	・財政調整基金繰入金	21,736
合 計	86,945		

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
3 民生費	86,945	介護保険特別会計繰入金〔介護保険課〕	①②	86,945
合 計	86,945			

第 3 1 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔令和 2 年度草加市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）〕【専決処分日：令和 2 年 4 月 1 0 日】

補正前の歳入・歳出予算額 16,548,294千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 16,548,294千円

補正予算の主な内容

歳 入 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
1 保険料	△ 84,625	第1号被保険者保険料	△ 84,625
7 繰入金	84,625	一般会計繰入金	86,945
		①介護給付費準備基金繰入金	△ 2,320
合 計	0		

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 保険給付費	0	居宅介護サービス給付費(財源振替)	①	0
合 計	0			

第 3 2 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市介護保険条例の一部を改正する条例〕【介護保険課 専決処分日：令和 2 年 4 月 1 0 日】

1 目的

介護保険法施行令の一部改正に伴い、第 1 号被保険者（65 歳以上の者）のうち低所得者についての保険料の軽減を強化するものです。

2 内容

所得段階が第 1 段階から第 3 段階までに該当する者に係る令和 2 年度の介護保険料の保険料基準額に対する負担割合を次のように変更します。

所得段階	現行		改正後	
	保険料率	年間保険料	保険料率	年間保険料
第 1 段階	0. 3 7 5	2 2, 3 6 0 円	0. 3	1 7, 8 9 0 円
第 2 段階	0. 5 4 5	3 2, 5 0 0 円	0. 4 2	2 5, 0 5 0 円
第 3 段階	0. 7 2 5	4 3, 2 4 0 円	0. 7	4 1, 7 5 0 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日（令和 2 年 4 月 1 0 日）

(2) 適用区分

改正後の草加市介護保険条例の規定は、令和 2 年度の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については従前の例によるものとします。

<影響等>

【影響人数】第 1 段階から第 3 段階までの 1 9, 9 0 6 人（見込み）

【影響額】約 8, 4 6 2 万 5 千円（見込み）

（市負担分約 2, 1 7 3 万 6 千円（見込み））

【財政措置】1 / 2 を国が負担、1 / 4 を県が負担、1 / 4 を市が負担

第 3 3 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔令和 2 年度草加市一般会計補正予算（第 2 号）〕【専決処分日：令和 2 年 4 月 3 0 日】

補正前の歳入・歳出予算額	86,828,945千円
歳入・歳出補正予算額	25,970,091千円
補正後の歳入・歳出予算額	112,799,036千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。(千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	
14 国庫支出金	25,955,128	①自立相談支援事業費負担金	13,857
		②住居確保給付金負担金	31,032
		③特別定額給付金給付事業費補助金	25,100,000
		④特別定額給付金給付事務費補助金	488,569
		⑤子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金	321,670
18 繰入金	14,963	・財政調整基金繰入金	14,963
合 計	25,970,091		

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
3 民生費	25,970,091	・特別定額給付金給付事業〔特別定額給付金室〕	③④	25,588,569
		・児童手当事業〔子育て支援課〕	⑤	321,670
		・生活困窮者自立支援事業〔生活支援課〕	①②	59,852
合 計	25,970,091			

第 3 4 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔令和 2 年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）〕【専決処分日：令和 2 年 4 月 3 0 日】

補正前の歳入・歳出予算額 22,436,421 千円

歳入・歳出補正予算額 10,000 千円

補正後の歳入・歳出予算額 22,446,421 千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容
5 県支出金	10,000	①特別交付金(国・特別調整交付金) 10,000
合 計	10,000	

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 保険給付費	10,000	傷病手当金	①	10,000
合 計	10,000			

第 3 5 号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険条例の一部を改正する条例〕【保険年金課 専決処分日：令和 2 年 4 月 3 0 日】

1 目的

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金（※）の支給について定めるものです。

※傷病手当金

被保険者が疾病等で業務に就くことができない場合に、療養中の生活保障として保険者から行われる給付

2 内容

次のとおり傷病手当金の支給について定めます。

対象者	給与等の支払を受けている被保険者
条件	新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、労務に服することができないとき
支給期間	労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間
支給額	(直近の継続 3 か月間の給与等の収入額の合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3 × 日数

3 施行期日

令和2年5月1日から施行し、傷病手当金の支給の開始日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に該当する場合に適用します。

第36号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例]【保険年金課 専決処分日:令和2年4月30日】

1 目的及び内容

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市の行う事務に同条例に基づく新型コロナウイルス感染症の感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給の申請書の受付事務を追加するものです。

2 施行期日

令和2年5月1日から施行します。

<影響等>

傷病手当金の給付主体が埼玉県後期高齢者医療広域連合であるため、市の予算措置等の影響はありません。

給付申請の条件を満たす者：後期高齢者医療被保険者のうち給与等の支払を受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染又はその疑いで就業できなかったもの

第37号議案 令和2年度草加市一般会計補正予算（第3号）

補正前の歳入・歳出予算額 112,799,036千円

歳入・歳出補正予算額 141,517千円

補正後の歳入・歳出予算額 112,940,553千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。(千円)

款	補正額	主な内容
18 繰入金	141,517	・財政調整基金繰入金 141,517
合計	141,517	

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源
7 商工費	141,517	・新型コロナウイルス感染症に係る草加市緊急経済対策事業 [産業振興課]	141,517
合計	141,517		